

豊橋市監査公表第17号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和8年3月30日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

上下水道局

経営課、浄水課（工事監査技術調査）、下水道施設課

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による予備監査	上下水道局及び 監査委員事務局執務室	令和8年1月6日～令和8年2月23日
監査委員による 監査	監査委員室	令和8年2月24日
外部技術士及び 監査委員事務局 による予備監査	監査委員事務局執務室	令和7年10月8日～令和8年2月2日
外部技術士及び 監査委員による 監査	豊橋市石巻本町地内 及び監査委員室	令和8年2月2日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

なお、工事については、外部技術士による工事監査技術調査も併せて実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、2件の指摘事項及び8件の意見が見受けられた。

上 下 水 道 局

《経営課》

意 見

1 とよっすいについて

ボトルドウォーターとよっすい取扱要綱において、出庫台帳により在庫数を管理しているが、繰越分の本数が誤っており、不明分として計上されていた。今後は出入庫に漏れがないように、在庫管理を適切に行うように努められたい。また、とよっすいの有償配付の納付期限について、約1か月後に設定しているものが複数あったが、水道事業及び下水道事業会計規程には納付期限を定める条項がないため、考え方を整理されたい。

2 決裁について

公益社団法人日本水道協会愛知県支部及び東三河県営水道受水団体協議会の総会の開催の決裁において、事務処理規程では、軽易なものを除き「順次直属の上司を経て、支部長（会長）の決裁を受けなければならない。」とされているが、総会の開催決裁が会長決裁となっていなかったため、軽易なものや事務局長専決の考え方を整理し、適切な事務処理に努められたい。

3 行政財産の目的外使用について

多米交番への土地の貸付けについて、普通財産であるにもかかわらず行政財産の目的外使用として許可していたため、行政財産と普通財産の分類を整理するように努められたい。また、土地の使用料について免除しているが、消費税が非課税である貸付けであるにもかかわらず消費税を含めて計算していたため、土地の貸付けに関する消費税の取扱いについて整理するように努められたい。

《浄水課》

指 摘 事 項

1 契約事務について

小鷹野浄水場ほか空調設備修繕において、見積提出期限前に問合せのあった1者に対してのみ現場説明と質疑応答を行っていたがその記録がなかった。現場説明や質疑応答が必要となった場合においては、公正公平となるように見積徴取業者全員に対して行い、その回答等を公表・記録し、契約書の一部とされたい。

2 建設廃棄物の処理について

小鷹野浄水場ほか空調設備修繕において、仕様書に既設空調機の処理に関する項目がなく、適正に処理されたことの確認が不十分であった。建設廃棄物の処理費を計上すること及び建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することは発注者の責務であるので、建設廃棄物処理指針にのっとり適正な仕様書により修繕を発注し、建設廃棄物処理の履行確認をされたい。

意見

1 行政財産の目的外使用について

多米配水場用地の決裁において、使用料の算出根拠資料がないなどの不備が散見されたため、書類のチェック体制を強化するなど適切な事務処理に努められたい。

2 調定について

NTT西日本株式会社が設置している光アクセス装置の電気使用料金の調定について、平成11年に料金定額の覚書を取り交わした後、26年にわたり消費税の税率を除き金額を変更していなかった。今後は定期的に電気料金の確認をするなど、適切な金額を調定するように努められたい。

3 小鷹野浄水場生物監視装置設置工事（電気設備・改築）について

特記仕様書において、機器仕様に関する性能要件及び機能試験の試験項目・方法が不明確であったので、機器の性能等については厳正に審査する必要があるため明確に記載するよう努められたい。

4 仕様書について

小鷹野浄水場ほか空調設備修繕において、空調機の機種により処理方法や処理費用が大きく異なるが、仕様書に撤去する既設空調機の設置場所や機種等が記載されていなかったため、見積徴取は正確な仕様書により適切に行うよう努められたい。

《下水道施設課》

意見

1 分割発注について

同一施設において、隣接する汚泥引抜ポンプの取替を2つの工事として分割して発注していたが、分割する基準が不明確であったため、分割発注については効率的な執行及びコスト縮減の観点から、基準を明確にして発注するよう努められたい。